

令和6年6月1日  
渡部病院

## 選定療養費制度について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、

入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、  
以下の金額が患者様の負担になります。

急性期一般入院料4 . . . 1日につき2,190円（税込）

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費は徴収いたしません。

- ・ 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ・ 重度の肢体不自由者（日常生活自立度ランクB以上）
- ・ 重度の意識障害者
- ・ 脊髄損傷等の重度障害者
- ・ 人工呼吸器を使用されている方
- ・ 人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランクB以上）

この他にも選定療養から除外される条件があります。

詳しくは渡部病院事務科までお問い合わせください。